

受付
番号

種 目 番 号

—

連絡先

担当

都筑区地域振興課 区民利用施設担当 平川

電 話 9 4 8 - 2 2 3 8

設 計 書

1 件 名 大熊スポーツ会館及び東山田スポーツ会館体育室
LED化業務委託

2 履 行 場 所 大熊スポーツ会館（都筑区大熊町310）
東山田スポーツ会館（都筑区東山田町105-2）

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
又は期限 期限 令和5年3月31日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要
大熊スポーツ会館及び東山田スポーツ会館の体育室に設置されてい
る照明器具をLED化することにより、利用者の利便性を向上させ
るとともに施設の省エネルギー化を促進することを目的とする。
詳細 別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

別紙内訳書

名称(仕様等)	数量	単位	単価	金額	備考
■大熊スポーツ会館					
1 LED高天井用器具					
メタルハライドランプ 400W器具相当(広角) LEDJ-21005N-LD9(東芝)	15	台			同等品可
高天井器具1灯形体育館ガード LEDX-10060G(東芝)	15	台			同等品可
2 雑材料消耗品費	1	式			
3 器具取替経費	1	式			
4 既設器具撤去・処分費	1	式			
5 共通仮設費	1	式			
6 運搬費	1	式			
7 諸経費	1	式			
小計					
■東山田スポーツ会館					
1 LED高天井用器具					
メタルハライドランプ 400W器具相当(広角) LEDJ-21005N-LD9(東芝)	16	台			同等品可
高天井器具1灯形体育館ガード LEDX-10060G(東芝)	16	台			同等品可
2 雑材料消耗品費	1	式			
3 器具取替経費	1	式			
4 既設器具撤去・処分費	1	式			
5 共通仮設費	1	式			
6 運搬費	1	式			
7 諸経費	1	式			
小計					
合計					

大熊スポーツ会館及び東山田スポーツ会館体育室LED化業務委託 仕様書

都筑区地域振興課

1 目的

本業務は、大熊スポーツ会館及び東山田スポーツ会館の体育室に設置されている照明器具をLED化することにより、利用者の利便性を向上させるとともに施設の省エネルギー化を促進することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「担当職員」とは、業務を担当する横浜市の職員をいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者側の発議により受託者が担当職員に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) 「施設管理者」とは、大熊スポーツ会館館長及び東山田スポーツ会館館長をいう。

3 履行場所

大熊スポーツ会館（都筑区大熊町310）及び東山田スポーツ会館（都筑区東山田町105-2）

4 履行期限

令和5年3月31日まで

5 法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例その他の諸規定を守り、業務の円滑な進行を図ること。

6 業務内容

既存照明器具に対応するLED照明を選定及び調達し、置き換える。業務内容には、物品の運搬・搬入、LED照明の設置・調整、既存照明器具の撤去・運搬・処分、報告書の作成を含む。

(1) 既存照明器具の撤去等

- ア 別紙図面で示した箇所の既存照明器具を撤去、運搬、処分する。
- イ 撤去した既存照明器具は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」など関連法令に従い、運搬処分すること。
- ウ LED照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、撤去、運搬及び処分すること。

(2) LED照明器具の設置

既存照明器具を撤去した後に、LED照明器具を設置する。

(3) 照明設置後の検査

- ア 設置状態確認
各LED照明器具が正常に設置され、器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。
- イ 点灯状態確認
各LED照明器具が異常なく点灯することを確認すること。
- ウ 絶縁抵抗測定
各LED照明器具の設置後に、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行うこと。

エ 照度測定

J I S 照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるかどうか測定すること。

(4) 報告書の作成

以下の内容を取りまとめ、報告書として紙で1部、併せてPDFファイル形式で電子データを提出すること。ただし、下記アはエクセルデータも合わせて提出すること。

ア 照明器具台帳（エクセル様式）

イ 設置したLED照明の配置図及び姿図（設置器具のメーカー名を記載すること）

ウ 配線等の補修を行った場合は補修内容の記録

エ 受託者による設置後検査結果

オ 設置前、設置中及び設置後の状況が分かる写真

カ メーカー取扱説明書

キ 産業廃棄物管理票の写し

ク 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）

7 LED照明器具の仕様

選定するLED照明器具は、次の各条件を満たす製品とすること。

(1) 基本事項

本仕様書、日本産業規格、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

(2) 交換方法

器具ごと交換を行い、既存照明器具の改造によるLED化は行わないこと。

(3) 交換するLED器具

公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格JIL5004）を原則として選定すること。

また、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は委託者との協議の上で選定すること。

(4) 定格寿命

全光束が初期値の70%となるまでの総点灯時間が40,000時間以上であること。

(5) イミュニティ耐性

設置場所の電磁環境において異常のないこと。

(6) 光源色

原則として既存照明器具から大きく異なるものではないこと。

(7) 照度

J I S 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。

(8) 配光・輝度

既存照明器具から大きく異なるものではないこと。

(9) 耐環境性

LED照明器具は設置場所の雰囲気に適した耐環境性を有するものであること。

(10) 入力電圧

設置場所の配電電圧に適合したものであること。配電電圧の切替えは行わないこと。

8 工程管理

(1) 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。

(2) 受託者は、工程に変更が生じる恐れがある場合には、承諾を受けるものとする。

9 安全管理

(1) 受託者は、作業にあたって、地元住民及び利用者等に危険が無いよう、十分な安全対策を講じること。

(2) 騒音や振動が発生する作業を実施する場合や利用者の利用を制限する作業を実施する場合は、必要に応じて、施設内の分かりやすい箇所に案内を掲示するほか、近隣の住宅へ案内文を投函すること。

10 作業の留意事項

- (1) 事前の準備作業や作業時間等については、担当職員及び施設管理者と調整すること。
- (2) 作業実施する場合は、事前に担当職員及び施設管理者へ連絡すること。

11 検査

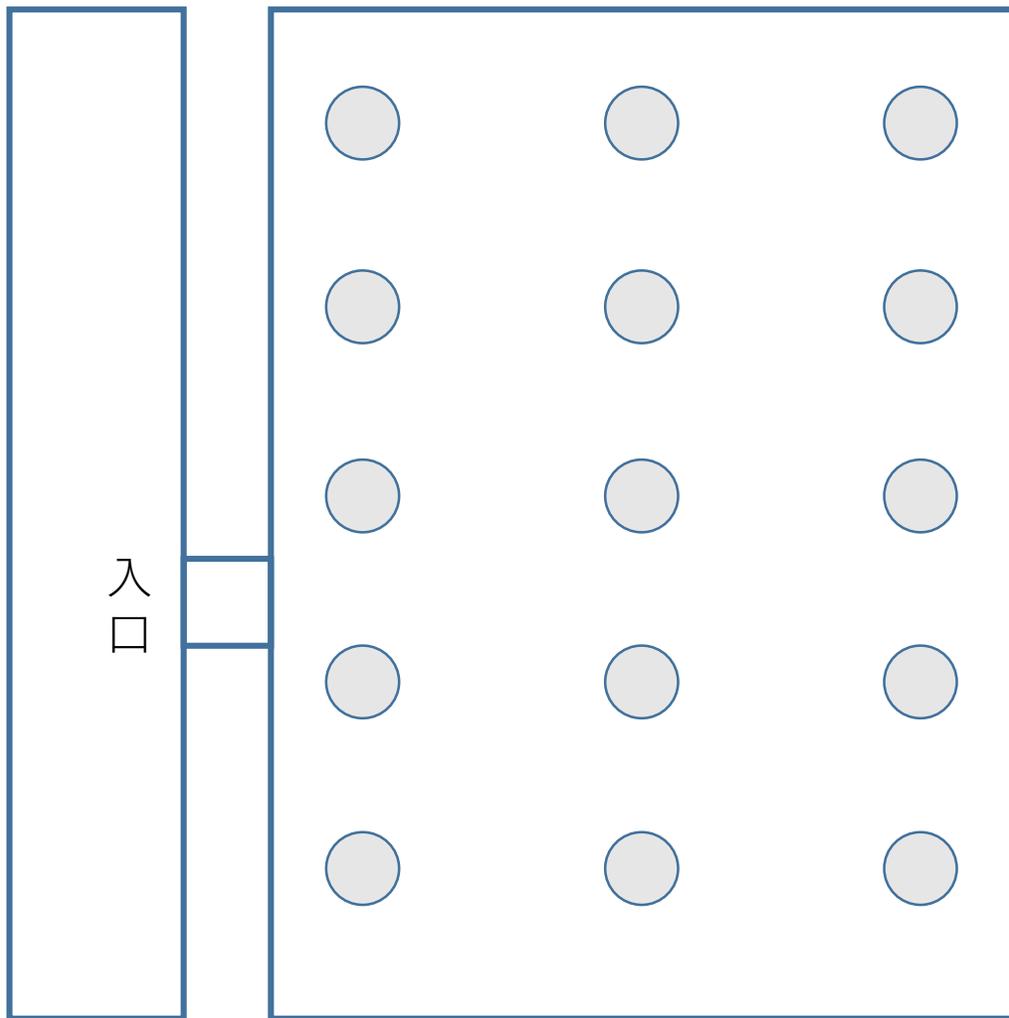
受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。

12 その他

- (1) 本仕様書に特別の定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義を生じた場合は、委託者と受託者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 業務を実施するにあたって知り得た情報を外部に漏らさないこと。

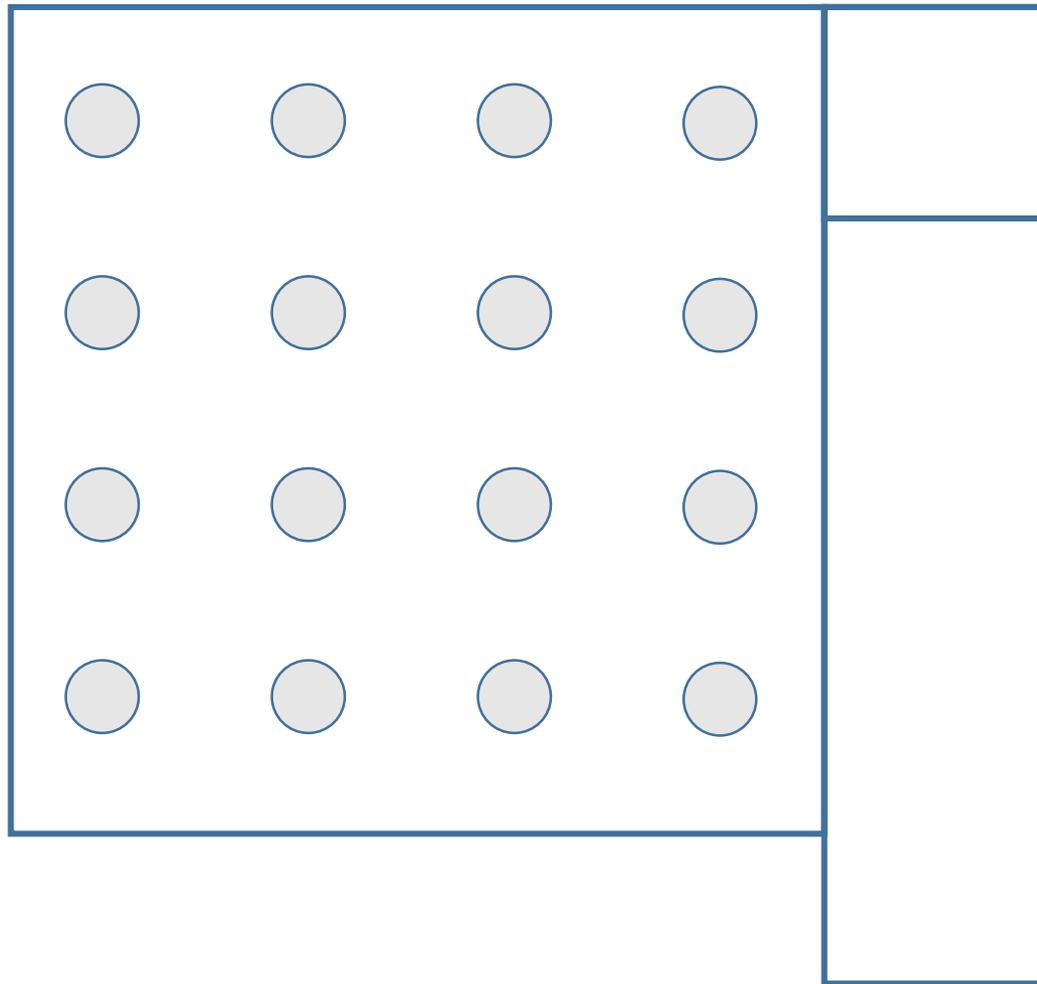
大熊スポーツ会館 体育室

水銀灯 15基



東山田スポーツ会館 体育室

水銀灯 16基



入口

